

令和4年門審第20号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美及び同官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年9月5日13時29分

鹿児島県串木野港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

総 ト ン 数	5.8 トン	2.6 トン
登 録 長	9.93 メートル	8.30 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	405 キロワット	136 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前方右舷側に舵輪及びオートパイロットが組み込まれた操縦スタンド並びに同スタンド上部にレーダー及びGPSプロッターを装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月5日08時00分串木野港の係留場所を発し、鹿児島県下甕島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、09時00分前示釣り場に到着し、周辺を移動しながら釣りをを行い、12時25分釣り場を発進して帰途に就いた。

12時27分半少し前a受審人は、薩摩野間岬灯台（以下「野間岬灯台」という。）から244.5度（真方位、以下同じ。）17.4海里の地点で、レーダーを1.25海里レンジのノースアップ表示とし、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で、針路を045度に定めて自動操舵とし、25.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

13時26分a受審人は、野間岬灯台から009度10.1海里の地点に達したとき、右舷船首26度1,175メートルのところに、北上中のBを視認することができ、その後同船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、これまで付近海域で船舶を見掛けたことがなかったため、航行の支障となる船舶はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けずに続航し、13時29分僅か前Bに気づき、機関を中立運転として左舵をとったものの、効なく、13時29分野間岬灯台から012.5度11.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部が、Bの左舷船首部に後方から13度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室中央に舵輪、左舷前方にGPSプロッターを装備したFRP製モーターボートで、b 受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日03時30分串木野港の係留場所を発し、同港南方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、04時30分前示釣り場に到着し、周辺を移動しながら釣りをを行い、13時10分釣り場を発進して帰途に就いた。

13時14分少し前b 受審人は、野間岬灯台から005度8.2海里の地点で、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で、針路を032度に定め、13.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

13時26分b 受審人は、野間岬灯台から011度10.5海里の地点に達したとき、左舷正横後51度1,175メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、後方から追い越す他船があっても自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対し、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部防舷材に破損を、Bは左舷船首部ブルワークに亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、串木野港南西方沖合において、ともに北上中のAとBとが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がない海域なので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件時、両船は互いに視野の内にあり、AがBの正横後22度30分を超える後方の位置から、同船を追い越す態勢で接近したもので、両船の付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持、避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第13条によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、串木野港南西方沖合において、北上するBを追い越すAが、見張り不十分で、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、串木野港南西方沖合において、串木野港に向けて北上する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべ

き注意義務があった。ところが、同人は、航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越し衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、Bから十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、串木野港南西方沖合において、串木野港に向けて北上する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、後方から追い越す他船があっても自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して同船との衝突を招き、両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月6日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栗原和栄

審判官 山本哲也